

京都中央信用金庫が実施する 株式会社木下カンセーに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、京都中央信用金庫が実施する株式会社木下カンセーに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年3月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社木下カンセーに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：京都中央信用金庫

評価者：京都中央信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、京都中央信用金庫が株式会社木下カンセー（「木下カンセー」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、京都中央信用金庫による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。京都中央信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、京都中央信用金庫にそれを提示している。なお、京都中央信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とし

- た中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

京都中央信用金庫は、本ファイナンスを通じ、木下カンセーの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、木下カンセーがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

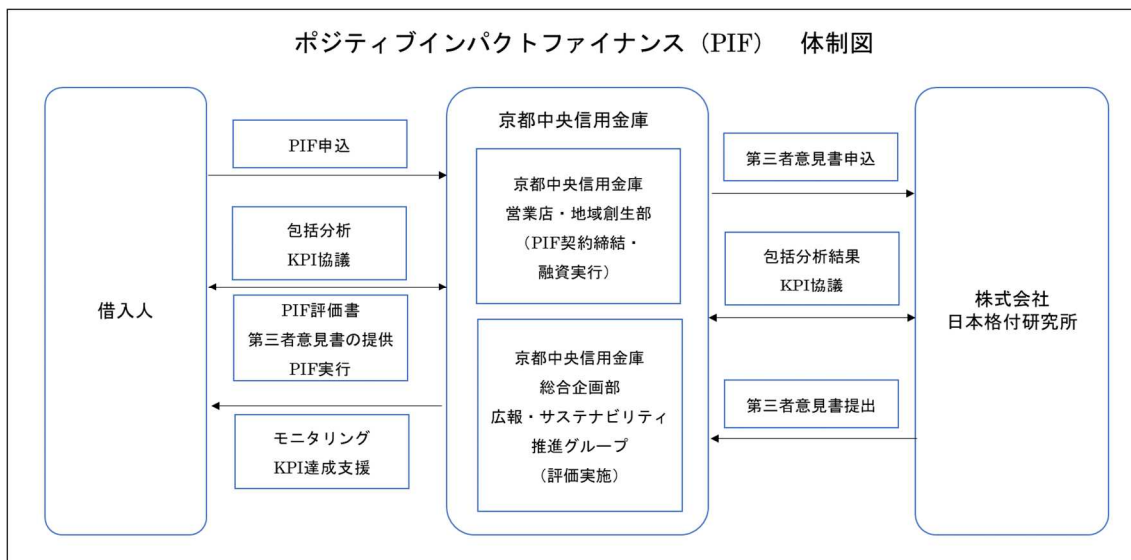
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、京都中央信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 京都中央信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：京都中央信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、京都中央信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、京都中央信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て京都中央信用金庫が作成した評価書を通して同信金及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、京都中央信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、

特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である木下カンセーから貸付人である京都中央信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable
PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗壽

間場 紗壽



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

株式会社木下カンセー
ポジティブインパクトファイナンス評価書

2024年3月29日

京都中央信用金庫

京都中央信用金庫は、国連環境計画金融計画(UNEP FI)が公表しているポジティブインパクトファイナンス原則に則り、株式会社木下カンセー(以下、「株式会社木下カンセー」とします)の包括的なインパクト分析を行いました。

京都中央信用金庫は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、株式会社木下カンセーに対し、ポジティブインパクトファイナンスを実施します。

本分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融 イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業※に対するファイナンスに適用しています。

※中堅・中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者とします。

今回実施のポジティブインパクトファイナンスの概要

借入人	株式会社木下カンセー
金額	100,000,000 円
資金用途	運転資金
モニタリング期間	5 年 0 ヶ月

目次

1. 事業概要	3
(1)企業概要.....	3
(2)沿革.....	7
(3)事業内容.....	9
(4)経営理念および各種方針.....	15
(5)業界動向.....	18
(6)地域課題との関連	18
2. サステナビリティ活動	22
(1)社会面での活動	22
(2)環境面での活動	28
(3)経済面での活動	31
3. インパクトの特定	32
(1)UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	32
(2)個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定	32
(3)特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性	33
4. KPI の設定	36
(1)社会面	36
(2)環境面	38
5. モニタリング	40
(1)榊木下カンセーにおけるインパクトの管理体制	40
(2)京都中央信用金庫によるモニタリング	40
(3)モニタリング期間.....	40

1. 事業概要

(1) 企業概要

企業名	株式会社木下カンセー
代表者名	木下 昌秀
所在地	滋賀県大津市大萱 1 丁目 17-14 松政ビル 7F
事業所	<p>本社(木下カンセーグループ統括本部) 滋賀県大津市大萱 1 丁目 17 番 14 号 松政ビル 7F</p> <p>京都支店 京都府宇治市広野町西裏 100 番地の 67</p> <p>草津リサイクルセンター 滋賀県草津市馬場町 1200 番 7</p> <p>笠山倉庫 滋賀県草津市笠山 2 丁目 259</p>
資本金	2,500 万円
従業員	80 名(2024 年 2 月現在)
事業内容	産業廃棄物収集運搬処理 一般廃棄物収集運搬処理 上記に付随する業務
主要取引先	株式会社ベシア 株式会社カインズベストケア イオンモール株式会社 株式会社栗本鐵工所 株式会社ゲオ 株式会社ヤマダデンキ
グループ会社	<p>株式会社石田産業</p> <p>所在地 滋賀県彦根市高宮町 702-4(本社) 滋賀県彦根市高宮町 2707-3(リサイクルセンター)</p> <p>事業内容 産業廃棄物および一般廃棄物収集運搬業 産業廃棄物中間処理業 解体業務一式 ビルメンテナンス</p> <p>有限会社木下カンセー</p> <p>所在地 京都府宇治市広野町西裏 100 番地の 67 事業内容 事業系一般廃棄物収集運搬(京都市)</p> <p>株式会社サニーアート</p> <p>所在地 滋賀県大津市大萱 1 丁目 4-7 事業内容 廃棄物管理コンサルタント業務 他リサイクル関連事業</p>

有限会社キンキカンセー 所在地 滋賀県近江八幡市安土町上出560番地 事業内容 産業廃棄物収集運搬 事業系一般廃棄物収集運搬(野洲市・近江八幡市)	
有限会社三協清掃 所在地 京都府京都市右京区梅津高畝町 18 事業内容 産業廃棄物収集運搬業(京都府) 事業系一般廃棄物収集運搬業(京都市)	
株式会社木下商会 所在地 滋賀県草津市追分南三丁目 8 番 15 号 事業内容 事業系一般廃棄物収集運搬業(草津市)	
株式会社レジオン 所在地 愛知県小牧市下末 406 事業内容 一般廃棄物収集運搬業(愛知県小牧市・愛知県春日井市)	
有限会社光田産業 所在地 滋賀県彦根市野瀬町下川原 348 事業内容 産業廃棄物収集運搬、中間処理および一般廃棄物収集運搬	
株式会社ウェイト・プランナー 所在地 横浜市泉区中田西 3-27-45 愛宕ビル 201-A 事業内容 産業廃棄物収集運搬	
株式会社平賀興業所 所在地 横浜市鶴見区朝日町 1-17-3 事業内容 産業廃棄物収集運搬、中間処理および一般廃棄物収集運搬	
有限会社成和商事 所在地 滋賀県近江八幡市安土町 560 事業内容 製紙原材料回収、製鉄原材料回収、産業廃棄物収集運搬	

会社名	許可				その他	許可エリア
	産業廃棄物		一般廃棄物			
	収集 運搬	中間 処理	収集 運搬	処理		
株式会社木下カンセー	○	○	○	○	*1	<産業廃棄物> 収集運搬:滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県、三重県、愛知県、岐阜県、岡山県 処理:滋賀県 <一般廃棄物> 収集運搬:大津市、草津市、栗東市、守山市、甲賀市、湖南市、東近江市、安土町、日野町、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、米原市、長浜市、津市、四日市市、鈴鹿市、伊勢市、桑名市、川越町、福知山市 ※食品残渣限定:高島市、四條畷市、京都市
株式会社石田産業	○	○	○	-	*2	<産業廃棄物> 収集運搬:滋賀県、三重県、福井県、岐阜県、長野県 処理:滋賀県 <一般廃棄物> 収集運搬:彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町
有限会社木下カンセー	-	-	○	-	-	<一般廃棄物> 京都市
株式会社サニーアート	-	-	-	-	*3	
有限会社キンキカンセー	○	-	○	-	-	<産業廃棄物> 収集運搬:滋賀県 <一般廃棄物> 収集運搬:野洲市・近江八幡市 大津市、城陽市、宇治市
有限会社三協清掃	○	-	○	-	-	<産業廃棄物> 収集運搬:京都府 <一般廃棄物> 収集運搬:京都市
株式会社木下商会	-	-	○	-	-	草津市

会社名	許可				その他	許可エリア
	産業廃棄物		一般廃棄物			
	収集 運搬	中間 処理	収集 運搬	処理		
株式会社レジオン	-	-	-	○	-	愛知県/小牧市・春日井市
有限会社光田産業	○	○	○	-	-	<産業廃棄物> 収集運搬:滋賀県、福井県 岐阜県、三重県 処理:滋賀県 <一般廃棄物> 収集運搬:東近江市、彦根市、 甲良町、湖北広域、豊郷町
株式会社ウェイト・プランナー	○	-	-	-	-	神奈川県、東京都、千葉県、 埼玉県、静岡県、兵庫県、 岡山県、広島県、愛知県、 山梨県、三重県、岐阜県、 長野県、奈良県、群馬県、 栃木県、茨城県、京都府、 大阪府、福島県、宮城県
株式会社平賀興業所	○	○	○	-	-	<産業廃棄物> 収集運搬:神奈川県、東京都、 千葉県、長野県、栃木県、 埼玉県、福島県、茨城県、 群馬県、和歌山県、大阪府、 静岡県、広島県、山形県、 新潟県、秋田県、福岡県、 宮城県、岡山県、兵庫県、 山梨県、富山県、横浜市、 神戸市 処理:横浜市 <一般廃棄物> 収集運搬:横浜市
有限会社成和商事	○					<産業廃棄物> 収集運搬:滋賀県 再生:滋賀県 <古物商> 滋賀県

*1: 廃棄物管理業

*2: 解体業務一式、ビルメンテナンス

*3: 廃棄物管理コンサルタント他リサイクル関連

(2)沿革

1974年12月	京滋地区で廃棄物および有価物回収業始める
1981年10月	大津市大萱に大津営業所開設
1984年4月	大津市一般廃棄物処理業許可取得
1984年12月	滋賀県産業廃棄物収集運搬処理業許可取得
1985年2月	関係会社(有)エールデ(現:(有)木下カンセー)を設立
1985年4月	京都市一般廃棄物処理業許可取得
1987年10月	草津市一般廃棄物処理業許可取得
1987年12月	草津市南笠町笠山に廃棄物中間処理事業用地購入
1988年3月	守山市一般廃棄物処理業許可取得
1988年4月	京都市指定、京都清掃業協同組合加入
1989年12月	廃棄物中間処理施設の事前審査開始
1993年2月	関係会社(有)キンキカンセーを設立
1993年12月	地元笠山町と中間処理施設の覚書を締結する
1995年8月	産業廃棄物処理施設建築基準法51条許可取得 資本金1,000万円で株式会社設立 京都市産業廃棄物収集運搬業許可取得 京都府産業廃棄物収集運搬業許可取得
1995年9月	滋賀県産業廃棄物処理業許可取得
1996年6月	産業廃棄物処理施設使用前検査適合許可第10021番 草津市条例により特定工場認定許可7-15番
1996年7月	産業廃棄物処理施設(焼却炉、破砕機)使用開始
1997年4月	彦根営業所開設
1997年10月	リサイクル事業として3種(スチール缶、アルミ、ビン) 自動分別および自動プレス装置設置
1998年4月	発泡スチロール減容機設置(処理能力時間当たり10立方メートル)
2003年10月	一般貨物自動車運送事業許可取得
2003年11月	(株)石田産業の株式を100%取得
2004年4月	関係会社(株)サニーアートを設立 四日市市一般廃棄物収集運搬業許可取得
2004年10月	資本金2,500万円に増資
2004年11月	大津営業所開設
2007年1月	ISO14001認証取得(全社)
2007年2月	草津リサイクルセンターでの中間処理業を停止 代表者変更
2007年3月	大津支店を移転
2008年1月	大津営業所を移転
2010年7月	滋賀県草津市にリサイクルセンター用地を取得

2012年 12月	草津リサイクルセンター稼働開始
2016年 9月	京都府産業廃棄物収集運搬業にて優良認定
2017年 11月	(有)三協清掃の株式を100%取得し、子会社とする
2017年 12月	経済産業省に「地域未来牽引企業」に選定される
2018年 1月	滋賀県産業廃棄物処分業にて優良認定
2018年 5月	(有)光田産業の株式を100%取得し、子会社とする
2019年 5月	京都営業所を開設 大津支店を本店とし、旧本店を京都支店に支店登記
2020年 10月	草津リサイクルセンター近くに草津第二リサイクルセンターを開設
2021年 4月	多摩営業所を開設
2022年 1月	(株)ウェイト・プランナーの株式を100%取得し子会社とする
2022年 4月	多摩営業所廃止、横浜営業所を開設

(3)事業内容

株式会社木下カンセーを中核企業としてグループ会社 11 社で構成するグループ(以下、「木下カンセーグループ」とする)は、グループ全体で産業廃棄物収集運搬処理、一般廃棄物収集運搬処理、有価物売却、廃棄物管理業(回収や処分などの実務を伴わず、排出事業者と実務業者の間で営業窓口・事務手続き代行などを行う業務)を行うなかで環境保護やリサイクル率向上などの社会的要請、顧客ニーズを満たし地域課題の解決に取り組んでいる。

株式会社木下カンセーでは取引先または自社が使用する廃棄物管理システムを通じて取引先からの廃棄物収集依頼に対応しており、取引先が電子マニフェスト¹に対応している場合はシステムで電子マニフェストを発行、また取引先が契約している廃棄物収集運搬業者が保有する許可書の期限管理や行政への提出書類にかかる電子帳票の発行に対応することができる。システムを活用した廃棄物管理を行うことで取引先の廃棄物管理の効率化やペーパーレスなどの管理面の負担軽減、課題解決に貢献できることが強みである。

滋賀県、京都府を中心として、関東、東海、近畿、北陸、中国の 1 都 2 府 15 県に対応しており、取引先は大規模事業者、チェーン店、地域の中小事業者など多岐に亘っている。

産業廃棄物処理業許可は 11 府県からのべ 14 種類を保有、そのうち 12 種類で優良事業者認定を受けている。また、事業系一般廃棄物は株式会社木下カンセー単独では滋賀県内 16、京都市内 1、三重県内 6、兵庫県内 1、大阪府内 1 の合計 25 の市町村および地域で許可を保有している。その他では古物商の登録、ISO14001 認証、貨物運送事業許可を保有している。

	主要業務	概要
①	産業廃棄物 収集運搬処理事業	取引先事業者から排出される産業廃棄物を収集運搬し、中間処理を施す業務。 【事業エリア】滋賀県、京都府を中心に 11 府県
②	一般廃棄物 収集運搬処理事業	取引先事業者から廃棄される事業系一般廃棄物を収集運搬し、『可燃ごみ』『不燃ごみ』『可燃資源ごみ』に分類する業務。 『可燃ごみ』は各自治体のクリーンセンターへ納入、 『不燃ごみ』は更に種類別に分別し各リサイクル業者へ売却、 『可燃資源ごみ』も古紙業者へ売却している。 【事業エリア】滋賀県内や京都市を中心に 25 の市町村および地域
③	廃棄物管理業	取引先事業者における、廃棄物の管理をサポートする業務。 同社または取引先が使用する廃棄物管理システムを利用し、電子マニフェスト対応、受発注書の電子化、適切な分別やそれに沿った廃棄方法/許可等の管理をサポートする。 【事業エリア】全国

^{※1}電子マニフェスト…排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたかどうかを確認する産業廃棄物管理票を電子化したもの。

営業区域のご紹介

産業廃棄物許可区域



事業系一般廃棄物許可区域



(株木下カンセーHP より抜粋)

2023年2月期の事業別売上高構成比については以下のとおりであり、売上高の48.8%を廃棄物収集運搬処理が占めている。

【事業別売上高構成比】

事業区分	売上高(千円)	構成比(%)
産業廃棄物収集運搬処理	908,746	22.4
一般廃棄物収集運搬処理	1,071,022	26.4
資源リサイクル	535,511	13.2
廃棄物管理業	1,541,622	38.0
合計	4,056,902	100.0

(株木下カンセーからの提出資料を基に当金庫にて作成)

2020年からのコロナ禍の影響で、ホテルや飲食店などからの事業系一般廃棄物、食品廃棄物の排出量の大幅な減少により処理量が減少した一方で、巣ごもり需要が追い風となりスーパー、家具、家電、衣料など量販店の排出量や宅配便、飲食店からの商品テイクアウトや配送に伴うダンボールや容器のプラゴミの排出量増加により処理量が増加した。また、コロナ禍にあっても取引先数が右肩上がり推移した結果、事

業系一般廃棄物の処理量については大きな変動はなく横ばいで推移し、2023 年の新型コロナウイルスの 5 類移行後も以前と同様に処理量は堅調に増え続けている。

産業廃棄物に関してはコロナ禍でもほぼ変わらぬ処理量を維持していたが、2022 年末頃より減少傾向にある。特に、2023 年 9 月頃からは建設廃棄物が減少しており、今後も大阪万博、能登地震の復興工事など県外工事が多くなる見通しであることから県内の建設廃棄物が減少する見通しである。

事業系一般廃棄物、産業廃棄物を合算すると、全体としては 2019 年～2023 年半ばまでは右肩上がり、2023 年後半から微減となっている。

【産業廃棄物処理量の推移】

収集運搬量(単位:m³) ※(株)木下カンセーが廃棄物を運んだ数量、行先は複数

2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
29,006	27,852	28,742	36,461	38,079

(株)木下カンセーからの提供資料に基づき作成)

処分量(単位:t) ※(株)草津リサイクルセンターでの中間処分した量

2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
1,777.2	1,502.5	1,897.9	2,590.4	1,448.4

(株)木下カンセーからの提供資料に基づき作成)

○産業廃棄物収集運搬

木下カンセーグループは、産業廃棄物の種類に応じた処理事業を展開しており、木下カンセーグループで許可を保有するがれき類、ガラスくずなどの産業廃棄物について収集運搬および中間処理を行い、再資源化または再中間処理を経て、再資源(有価物)として売却するか、再資源化できないものは埋立処理を行っている。



(株)木下カンセーHP より抜粋)

○事業系一般廃棄物処理

木下カンセーグループでは、グループ各社や協力業者との連携により幅広い品目、幅広いエリアをカバーしており、事業系一般廃棄物の種類や取引先事業所の種類に応じた提案が可能である。



(株)木下カンセーHP より抜粋)

○食品、家電、消火器など各種リサイクルの収集・運搬・処理

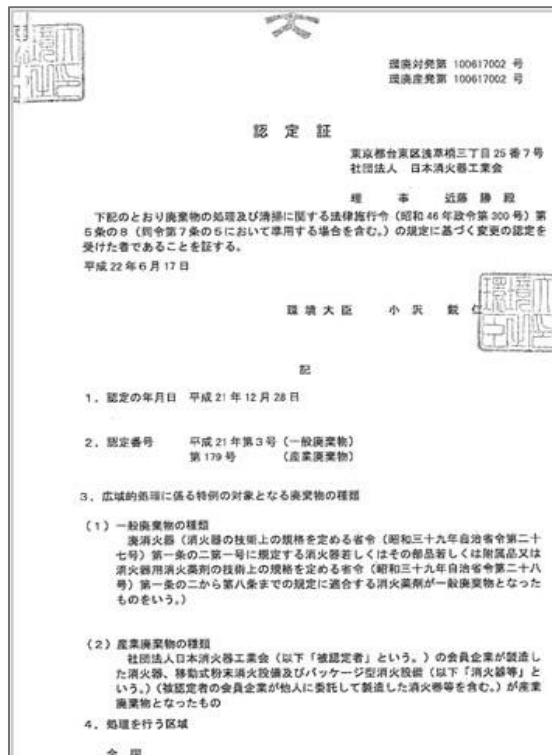
草津リサイクルセンターでは比較的リサイクルが容易な産業廃棄物を受け入れてリサイクル処理することで、リサイクル率を95～98%程度に維持している。複合物の粗大ゴミや建設廃材などはグループ会社の(株)石田産業で処理をしており、(株)石田産業では2023年4月からAIロボット選別施設を導入、以前は60～65%であったリサイクル率を現在では80%前後にまで向上させている。

草津リサイクルセンターにおいても、処理量を増加させること、少人数化を実現する事を目的として2023年7月からAIロボット2台による空き缶・ビン・ペットボトルの選別ラインを導入している。

農林水産省では、食品の売れ残りや食べ残し、また食品製造過程において発生する食品ロスの削減および食品リサイクルの推進を図っており、食品メーカー等の食品の製造・加工業者、スーパーやコンビニエンスストア等の食品卸売・小売業者、レストランやホテル等の飲食店事業者は、食品廃棄物の再生利用等の実施率に関して、毎年度の再生利用等実施率が対象事業者ごとに設定された当該年度の基準実施率を上回ることを求められている。木下カンセーグループでも対象事業者による食品廃棄物のリサイクルに対する取り組みへの対応を積極的に行っており、法令に基づき対象事業者から出される食品廃棄物を収集運搬し、専門のリサイクル業者へ搬入して堆肥化などの処理を行なっているほか、魚のアラや廃油についても専門業者を手配のうえ回収、リサイクルしている。

また、家電についても廃棄家電製品の資源有効利用を目指し、収集・運搬している。

(株)木下カンセーおよび(株)石田産業では、消火器リサイクルについて、(社)日本消火器工業会からの依頼を受け、2010年6月に滋賀県下では唯一の指定引取り場所として認可を取得した。これにより、一般家庭や事業所の区別を問わず、滋賀県下だけでなく全国どの地域でも廃消火器の収集が可能となり、またどの地域からの受け入れも可能となった。



(株)木下カンセーHP より抜粋)

(4)経営理念および各種方針

①経営理念

(株)木下カンセーのホームページには以下の「社長メッセージ」が掲載されている。

【社長メッセージ】



ごあいさつ



木下カンセーグループは、創設以来、過去から学び、常に新しい挑戦と成長を追い求めてきました。

近年、企業を取り巻く環境はますます厳しいものとなっております。廃棄物処理という環境の最前線にたずさわる企業だからこそ担える責任を自覚し、また、これまで培ってきたノウハウを最大限活用して廃棄物処理以外にも、お客様にとって本当に利益のあるサービスを提供し続けていきたいと考えております。

今後も社会課題の解決に取り組むことはもちろんのこと、ますますグローバル展開を進めて事業の成長を図るとともに、コンプライアンスや企業の社会的責任(CSR)を果たし、企業価値のさらなる向上に努めていきます。

代表取締役
木下 昌秀

(株)木下カンセーHPより抜粋)

(株)木下カンセーでは「地域に愛される企業」を目指している。

地域に愛されるために、事業活動を通じた自社および取引先の環境負荷軽減や社会課題解決、また地域との交流を通じた地域貢献に積極的に取り組むことで自社の社会的責任を果たしていくことが「社長メッセージ」にも表れている。

②環境理念・環境方針

株式会社木下カンセーは環境理念および環境方針について、以下のとおり定めており、「廃棄物処理業を通じた地域環境整備のお手伝い」を同社の役割としている。

【環境理念】



環境理念

株式会社木下カンセーと株式会社石田産業は環境保全の重要性を深く認識し、当社の廃棄物収集運搬・処分業等の事業活動を通じて環境美化と環境整備を行い、琵琶湖や周辺地域の環境保全、地球環境の維持、向上に貢献する。



(株式会社木下カンセーHP より抜粋)

【環境方針】



環境方針

1. 事業運営において環境マネジメントシステムを構築し、運用する。
2. 当社の事業活動における環境側面を認識し、継続的な環境マネジメントシステムの向上と環境汚染の予防に努める。
3. 法令、条例及び当社が受け入れた利害関係者の要求事項を順守する。
4. 環境パフォーマンスの向上の為、資源の有効利用の推進や消費エネルギーの削減活動などについて目的・目標を設定、あるいは維持管理を行い、改善活動を推進すると共に、内部監査結果などにより見直しを行う。
5. 当社で働く、又は当社のために働くすべての人は本方針を認識し、構築した環境マネジメントシステムを有効に活用する。
6. 本方針は当社で働く、又は当社のために働くすべての人に周知すると共に、一般にも公開する。

平成30年4月1日

株式会社 木下カンセー 代表取締役 木下昌秀
株式会社 石田産業 代表取締役 木下茂

(株式会社木下カンセーHP より抜粋)

【適用範囲】


適用範囲

当社がISO14001に基づく要求事項を達成するための環境マネジメントシステムに関連する業務及び当社の業務に従事する社員、臨時社員及びアルバイトを含む全従業員に適用する。

サイト	住所	活動	要員数
株式会社木下カンセー 草津リサイクルセンター	滋賀県草津市馬場町1200番7	A	6
株式会社木下カンセー 本社	滋賀県大津市大萱一丁目17-14 松政ビル7階	B	20
株式会社石田産業 本社	滋賀県彦根市高宮町702-4	B	4
株式会社石田産業 リサイクルセンター	滋賀県彦根市高宮町2707-3	A	19
株式会社木下カンセー 京都支店	京都府宇治市広野町西裏100番地の67	C	0
株式会社木下カンセー 岡本車庫	滋賀県草津市岡本町里ノ内601-2	C	0

- 活動種別

A：主たる施設・作業場 B：事務所 C：車庫・許認可届出事務所

- マネジメントシステムに関わる社員等には全従業員(社員・派遣社員・アルバイト)を含む

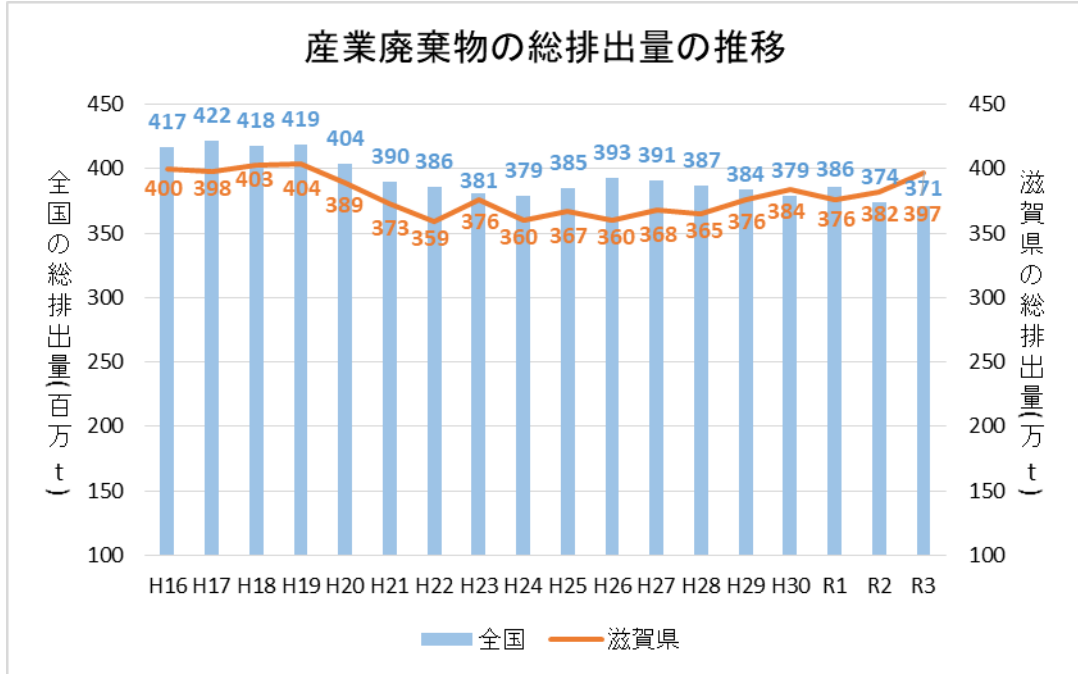
(株)木下カンセーHP より抜粋)

(5) 業界動向

【産業廃棄物】

全国の産業廃棄物の排出量はおおむね横ばいで推移しており、(株)木下カンセーの本社所在地であり主な営業地域である滋賀県でもおおむね横ばいの排出量となっている。

滋賀県における 2021 年度の排出量は 397 万tとなっており、前年度対比で 3.8%増加している。



(環境省:令和4年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和3年度速報値、
滋賀県:滋賀県の廃棄物 令和3年度を基に京都中央信用金庫が作成)

全国の総排出量を種類別にみると、汚泥の排出量(162 百万t、44%)が最も多く、次いで動物のふん尿(81 百万t、22%)、がれき類(57.百万t、16%)となっており、この3種類で全排出量の約8割を占めている。

滋賀県では汚泥(199 万t、50%)が最も多く、次いで、がれき類(87 万t、22%)、動物のふん尿(31 万t、8%)となっており、この3種類で滋賀県の全排出量の約8割を占めている。

【一般廃棄物】

2021 年度における全国のごみ総排出量は 4,095 万 t(東京ドーム約 110 杯分)、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 890 グラムとなっている。ごみ総排出量は 2013 年度以降減少傾向である。

滋賀県では、2021 年度における一般廃棄物の総排出量は 418 千tで、県民 1 人 1 日当たりごみ排出量(排出原単位)は 809gとなっている。ごみ総排出量は 2020 年度に比べ約 8 千 t 減少している。

(6) 地域課題との関連

○滋賀県との連携

滋賀県には近畿の水がめとして貴重な水源となっており、また固有種を始め多種多様な生物が生息する生態系の源であり日本最大の湖である琵琶湖を有している。

滋賀県では 1970 年代後半の水質汚染から琵琶湖を守る運動として「石けん運動」が展開された経緯から、2021 年にマザーレイクゴールズ (Mother Lake Goals, MLGs) として「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能社会へ向けた目標 (ゴール) を設定している。MLGs は、琵琶湖版の SDGs として、2030 年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に 13 のゴールを設定している。

多種多様な人や企業・団体が、琵琶湖を守るための自発的、主体的な取り組みを通じて SDGs を自分ごととして捉えられるよう、SDGs と地域・現場との間におく目標が MLGs であり、MLGs の仕組みや取り組みが琵琶湖を通じて SDGs の達成に貢献するものとしている。

株式会社カンセーでは 2021 年 8 月 1 日、びわ湖の 40 周年を機に、企業活動を通じて「琵琶湖」を切り口としたびわ湖版 SDGs こと MLGs に賛同することを宣言した。SDGs 達成を含め、MLGs のアジェンダ実現に対して、2030 年の持続可能社会へ向けた目標 (ゴール) へ向け、今後も様々な取り組みを行っていく方針である。

MLGs の 13 のゴール	
1	清らかさを感じる水に
2	豊かな魚介類を取り戻そう
3	多様な生き物を守ろう
4	水辺も湖底も美しく
5	恵み豊かな水源の森を守ろう
6	森川里湖海のつながりを健全に
7	びわ湖のためにも 温室効果ガスの排出を減らそう
8	気候変動や自然災害に強い暮らしに
9	生業・産業に地域の資源を活かそう
10	地元も流域も学びの場に
11	びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう
12	水とつながる祈りと暮らしを次世代に
13	つながりあって目標を達成しよう

(マザーレイクゴールズ推進委員会「マザーレイクゴールズ (MLGs) アジェンダ」より引用)

○京都市との連携

【スマートごみ箱の寄贈】

株式会社カンセーの重要な営業エリアである京都市は、世界的にも有名な日本有数の観光都市であることから、その街並みや多くの文化財と環境保護の為、同社提案により 2022 年 12 月 22 日、『スマートごみ箱を活用したまちの美化および環境、文化、観光施策等の推進に関する協定書』を締結、締結後 10 年間、lot を活用した「スマートごみ箱 (SmaGO)」を京都市へ寄贈することとなった。

スマートゴミ箱は以下の特徴がある。

- ①投入されたゴミがある程度溜まると自動で約 5 分の 1 に圧縮されるため、ゴミ溢れ防止による景観保全につながる。
- ②通信機能でリアルタイムにゴミの蓄積状況を管理・分析が可能となり、ゴミの回収を必要最低限に抑えられるため、ゴミ収集にかかる消費燃料および CO2 排出削減、交通事故防止につながる。
- ③上記の機能は全てごみ箱上部に設置した太陽光パネルによる発電電力で賄われるため、環境にも良い。



(株式会社カンセーHP より抜粋)

スマートゴミ箱は観光客など人通りの多い場所を中心に合計 24 台設置予定であり、2023 年は合計 8 台設置された。

今後の時代の廃棄物処理に適した技術や革新的な商品を一般消費者などに実際に利用してもらうことでゴミの廃棄・収集に一石を投じている。

【「これからの 1000 年を紡ぐ企業」の認定】

京都市では「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」を推進しており、社会的課題をビジネスで解決する事や、社会的課題を生まない新しい商品やサービス、あるいはシステムを生み出す事で持続可能な社会の構築に貢献し、ソーシャルイノベーションに取り組む企業を「これからの 1000 年を紡ぐ企業」として認定している。

2023 年 12 月 13 日、(株)木下カンセーはその企業のひとつとして、『令和5年度 これからの 1000 年を紡ぐ企業認定(社会・地域貢献部門)第1期認定企業一覧』を受けている。



(株)木下カンセーHP より抜粋)

【「持続可能な京都観光を推進する優良事業者」の選定】

京都市ではオーバーツーリズムが近年課題となっており、「持続可能な観光」をこれまで以上に進めていくために京都観光行動基準(京都観光モラル)を定めているが、この基準に沿った取り組みを行う事業者の中から、他の事業者の参考となるような優良な取り組みを行った事業者を「持続可能な京都観光を推進する優良事業者」として表彰している。

(株)木下カンセーは、観光客のゴミ問題を解決するために京都市に毎年寄贈している「スマートごみ箱」や、日々の廃棄物処理業務を通じた環境整備、環境保全活動が評価され、2024 年 1 月 19 日、令和 5 年度の「持続可能な京都観光を推進する優良事業者」として表彰を受けた。



(株)木下カンセーHP より抜粋)

(株)木下カンセーは「廃棄物処理を通じた環境整備」を同社の役割と認識しており、単純にゴミを処理するだけでなく、リサイクルによる資源の有効活用、地域の美観保護、回収車両に低公害車を使用して環境負荷を低減、回収車両や寄贈したスマートごみ箱へ適したデザインと文言をラッピングすることによる地域住民への環境保護意識の啓発など、産業廃棄物処理業を通じて多様な観点での地域貢献を行っており、それが自治体からも評価されている。

2. サステナビリティ活動

(1) 社会面での活動

○人材育成への取り組み

教育機会の提供として、本社事務所でパソコン講習を実施するなどの業務上必要な研修はもちろん、幅広い知見を得る為に様々なセミナー等も積極的に受講させており、また、個人の新たな資格取得への取り組みについても会社として支援を行うことで、従業員が資格を取得することの満足感・達成感を感じられるように努め、さらなる自己啓発につなげている。

同社が取得推奨しているのはエコ検定(2024年2月現在:営業部員6名、事務員2名、管理者2名)、運行管理者(同3名)、職長・安全衛生責任者教育(同2名)、大型免許・車両系建設機械(整地等)運転技能講習・フォークリフト運転技能講習の取得であり、直近1年間の取得者はテールゲートリフター特別教育19名、車両系建設機械4名、フォークリフト6名である。希望者には都度支援し、教習所料金等の費用全額を同社が負担している。

なお、資格取得に関する一律のインセンティブはないものの、技術・資格が求められる業務を行う技術系資格取得者には資格手当を支給するほか、人事評価において資格取得状況が参考・反映されている。

○健康と衛生への取り組み

(株)木下カンセーではリサイクルセンターや倉庫などの施設は住宅地から距離のある立地であることから周辺住民への影響も特段発生しておらず、地域住民からの苦情等も発生していない。

毎年の災害廃棄物対応訓練に参加し、災害など有事の際は災害廃棄物の受け入れや対応資材、人材の拠出を予定、地域社会インフラの一部として災害時の復興への準備を行っている。内閣府「災害への備えコラボレーション事業」にも同社は登録されている。

同社が加盟する滋賀県産業資源循環協会からの依頼により、2023年1月に大津市内で発生した鳥インフルエンザに感染した家畜について、人員1名と車両1名を拠出し、処分する鶏を焼却施設へ搬入した。また、同協会が滋賀県と共同で実施した災害廃棄物対策訓練にも2022年、2023年に参加するなど、地域の災害廃棄物処理に積極的に貢献している。

(株)木下カンセーが行う事業は災害時においても災害廃棄物の収集を行うなど事業の安定継続した稼働が重要であることから、同社はISO14001認証取得に際して「環境マニュアル」「環境管理規定」を定め、緊急時にも安定稼働するよう備えており、今後BCP(事業継続計画)も策定予定であるなど、より安定、安心な事業を展開していく。

株式会社木下カンセー



取組内容:

- ・施設見学を随時受付
- ・平時も有事も廃棄物処理は環境整備の要である事を周知し、理解を得る
- ・グループ各社や同業他社との連携BCPの構築を行う

(内閣府「防災情報のページ みんなで減災」より抜粋)

○従業員雇用への取り組み

(株)木下カンセーでは2024年2月現在アルバイトを除いて従業員80名(男性63名、女性17名)が在籍し、そのうち障がい者は3名、外国人が3名就労している。同社では定年を定めておらず、健康で就労意欲

があれば年齢を問わず継続雇用する方針としていることから、分別作業員の最高齢 80 歳、運転手の最高齢 72 歳、事務職の最高齢 77 歳を始めとして、従業員全体の 15% (12 名) が 65 歳以上となっている。

事務、選別、収集など多くの部署において女性従業員が男性従業員と分け隔てなく勤務し活躍しており、外国人や障がい者も他の従業員と差別化することなく同等に職種を問わず勤務している。人手不足が課題となっている中で、若手だけでなく、高齢者の雇用継続により幅広い年齢層を受け入れているほか、女性、外国人、障がい者の雇用も積極的に行うことで、あらゆる世代、人種、性別の従業員が生き活きと末永く働き続けられる環境づくりに努めている。

賃金についても従業員が安心して働けるように従業員の職種や家族状況等に合わせて資格取得手当、業績手当、休日出勤手当、家族手当、一部交通費補助、一部住宅補助等手当を支給する体制を整備している。また、1 年に 1 回勤務状況に応じた昇給を継続的に実施しており、2024 年度も昇給を予定している。

○健康経営への取り組み

従業員が健やかに気持ちよく働くためには病気などの早期発見と早期対応が重要であるとの木下社長の考えから、従業員の健康維持・増進を目的として年 2 回の健康診断、年 1 回のがん検診受診を行っている。また、全従業員に対してインフルエンザの予防接種、また日常的に持病のある従業員へのケアなども行っているほか、コロナ禍においてはその感染リスクを最小限に抑えるべく、マスクや消毒液の全従業員への定期配布など様々な対策も実施した。

2020 年 6 月 1 日には、従業員の健康的な就労促進の更なる有効化と継続化を目指し、「健康経営」に取り組むことを宣言した。同社で働く全ての従業員が安心して、楽しく、充実した毎日を送るための職場環境整備への取り組みが評価され、2021 年度、2022 年度、2023 年度、2024 年度の 4 年連続で「健康経営優良法人」の認定を取得している。

人手不足の中、これまでなかなか改善できなかった有給休暇など待遇面においてはここ数年、健康経営に取り組むなかで有休取得できる体制の整備が進んでおり、平均の有休取得日数は 5 日/年で法令に基づく水準が取得できていることが確認された。運転手(特に一般廃棄物担当)の有給休暇の取得に課題が残る部分もあるが、運転手については必要人員に 1~2 名を加えてローテーションを組み、収集車へ同乗して運行ルートを共有することで運転手同士の相互フォローを可能とし、有給休暇が順次取得できる勤務体制をとったことで有休取得状況が少しずつ改善されてきている。その結果、従業員満足度も向上している。

時間外労働は職種、職位等で違いはあるものの、2022 年度平均約 20 時間となっており、法令に基づき時間外労働が管理されていることが確認された。社長は常日頃より従業員に対して業務終了時は速やかに退勤することを指導しており、時間外労働が多い従業員に対しては個別に指導することに加え、管理者にも部下の時間外労働をしっかり管理するよう指導するなど、時間外労働に対する意識付けを行っている。運転手の場合は配置や運行計画を定める業務管理者が法定の時間外労働を超えないよう管理監督すると共に、運転手は使用車両のデジタルタコグラフの記録から出退勤時間、休憩時間を読み取り、チェックを行っている。また、従業員は全員が指紋認証により出退勤のログをとっており、時間外労働について厳格に管理している。

○労働安全の取り組み

株木下カンセーの処理場では無事故無災害を 1,000 日以上継続しており、定期的な緊急事態訓練も各

部署で行い安全な稼働について教育している。また、安全衛生推進者、安全運転管理者、運行管理者、整備管理者を各事業場で専任しており、毎月の各種事故発生状況を各部署管理者会議にて報告し、事故防止の対策を検討している。

普段からミーティング等で社内外での事故事例を共有し、安全運転の意識啓発を促すと共に、春、秋の交通安全運動期間中、並びに夏の交通安全県民運動期間中に行われる、同社が加盟する滋賀県トラック協会主催での安全運転啓発活動に毎年参加し意識啓発に取り組んでいる。また 1～2 カ月に一回、直近に交通事故を起こした運転手を集めて保険会社による安全運転セミナーを開催し、安全性の啓発を行っている。

収集車の更新時には車両の屋根および4角にセンサーを設置するとともに、速度センサーも設置することで運転手が危険を察知して安全運転できる措置をとっている。

○情報管理の取り組み

株式会社木下カンセーは廃棄物管理システムで取引先の電子マニフェスト等の情報を取り扱っているが、電子マニフェスト、受発注書、取引先の電子帳票等取り扱うものに応じて専任の担当で役割分担しており、それぞれの担当者だけがアクセス・閲覧することとしている。

同社では情報セキュリティについては専門業者に管理を委託するほか、社内での情報管理強化のためエンジニアを採用し、監視を強化している。また、同社はプライバシーマーク(事業者が個人情報の取り扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として「プライバシーマーク」の使用を認める制度)の認証取得に向けた取り組みを行っている。

○地域貢献への取り組み

株式会社木下カンセーは「地域の皆様に喜んでいただくこと」を特に意識して地域貢献活動を行っており、地域の美観保護、地域の環境整備を同社の社会的役割と認識し、可能な限りリサイクルを行い、最も環境負荷の少ない処理を目指している。

同社を育てている地元滋賀、大津市への感謝の意を込め、少しでも地域の役に立ちたいとの思いから、地元地域のスポーツ振興と健康推進を図るため、びわ湖マラソンへの協賛やスケートリンクのネーミングライツ(木下カンセーアイスアリーナ)取得を行っている。

びわ湖マラソン



木下カンセーアイスアリーナ



(いずれも株式会社木下カンセーHPより抜粋)

㈱木下カンセーは、廃棄物処理を通じたさまざまな環境問題啓発活動を行っている。

小学 3・4 年生向けの社会科副教材である「お仕事ノート」へ協賛し、同社がお仕事ノートに掲載された。また、中学 2 年生向け副教材である「お仕事ブック」にも協賛し、同社がお仕事ブックに掲載された。

お仕事ノート、お仕事ブックを通じて廃棄物処理業務と資源の有効活用の重要性の理解を促し、環境問題への意識と興味持ってもらうよう地元地域の子供たちに伝えている。



(いずれも㈱木下カンセーHP より抜粋)

また、外部からの要請があれば学校や企業・団体向けに廃棄物処理について出前講座を行ったり、子供向けの処理施設見学会の開催やイベント等での環境意識啓発活動も行っている。

このような地域との結びつきや取り組みが評価され、2017 年 12 月にはグループ中核の㈱木下カンセーが経済産業省により「地域未来牽引企業」の一社に選定された。

○個人情報保護の取り組み

㈱木下カンセーでは取引先の廃棄物管理を提案サポートする業務を行っていることから、プライバシーマーク(事業者が個人情報の取り扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として「プライバシーマーク」の使用を認める制度)の認証取得に取り組むなど、適切な情報管理が行える体制構築に取り組んでいる。

また、同社ホームページでは利用者情報保護について、個人情報保護方針を下記のとおり定めている。

【個人情報保護方針】

木下カンセーGROUP(以下「当社」といいます。)は、ご利用者様からの信頼を第一と考え、ご利用者様個人に関わる情報を正確、かつ機密に取り扱うことは、当社にとって重要な責務であると考えております。そのために、ご利用者様の個人情報に関する「個人情報保護方針」を制定し、個人情報の取り扱い方法について、全従業員及び関連会社への徹底を実践してまいります。その内容は以下の通りです。なお、既に当社で保有し利用させて頂いている個人情報につきましても、本方針に従ってご利用者様の個人情報の取り扱いを実施致します。

当社について

名称:木下カンセーGROUP

住所:〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17-14 松政ビル7F

代表者の氏名:代表取締役 木下 昌秀

個人情報の取り扱いについて

(1)個人情報の取得

当社は個人情報を適法かつ公正な手段により収集致します。ご利用者様に個人情報の提供をお願いする場合は、事前に収集の目的、利用の内容を開示した上で、当社の正当な事業の範囲内で、その目的の達成に必要な限度において、個人情報を収集致します。

(2)個人情報の利用

当社がお預かりした個人情報は、個人情報を頂いた方に承諾を得た範囲内又は利用目的に沿った範囲内で利用致します。利用目的については、以下の「利用目的の範囲」の内、当社の正当な事業の範囲内でその目的の達成に必要な事項を利用目的と致します。

●利用目的の範囲について

- ・業務上のご連絡をする場合
- ・当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
- ・ご利用者様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をさせて頂く場合
- ・その他、ご利用者様に事前にお知らせし、ご同意を頂いた目的の場合

●上記目的以外の利用について

上記以外の目的で、ご利用者様の個人情報を利用する必要が生じた場合には、法令により許される場合を除き、その利用について、ご利用者様の同意を頂くものとします。

(3)個人情報の第三者提供

当社は、ご利用者様の同意なしに第三者へご利用者様の個人情報の提供は行いません。但し個人情報に適用される法律その他の規範により、当社が従うべき法令上の義務等の特別な事情がある場合は、この限りではありません。

(4)個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等の手続

ご利用者様からご提供頂いた個人情報(第三者提供記録を含みます。)に関して、開示、訂正、利用停止、消去を要望される場合は、お問い合わせ先窓口までご請求ください。開示、訂正については、法令に定められている場合を除き、ご利用者様ご本人による請求であることが確認できた場合に限り、合理的な期間内に、ご利用者様の個人情報を開示、訂正致します。利用停止、消去については、法令に定められている事由がある場合で、ご利用者様ご本人による請求であることが確認できた場合に限り、合理的な期間内に、ご利用者様の個人情報を利用停止、消去致します。

(5)外国における個人情報取り扱いの委託

当社は、法令等に定める場合を除き、取得した個人情報の取り扱いの全部または一部を外国にある第三者に委託する場合には、あらかじめご本人からその旨の同意をいただいた上で委託いたします。個人情報を外国にある第三者に委託する場合には、ご利用者様に対し、委託先における個人情報の取扱いに関する制度、措置その他お客様の参考になる情報等を提供するとともに、個人情報の委託に係わる基本契約等の必要な契約を締結する等、必要な措置を講じます。但し個人情報に適用される法律その他の規範により、当社が従うべき法令上の義務等の特別な事情がある場合は、この限りではありません。

個人情報の保護に関する法令・規範の遵守について

当社は、当社が保有する個人情報に関して適用される個人情報保護関連法令、規範及び個人情報保護委員会のガイドラインを遵守します。また本方針は、日本国の法律、その他規範により判断致します。本方針は、当社の個人情報の取り扱いに関する基本的な方針を定めるものであり、当社は本方針に則って、個人情報保護法等の法令・規範に基づく個人情報の保護に努めます。

個人情報の安全管理措置について

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等から個人情報を保護し、正確性及び安全性を確保するために管理体制を整備し、適切な安全対策を実施致します。個人情報を取り扱う事務所内への部外者の立ち入りを制限し、当社の個人情報保護に関わる役員・職員等全員に対し教育啓発活動を実施するほか、管理責任者を置き個人情報の適切な管理に努めます。

Cookie と Web ビーコンの利用

当社の Web サイトでは、ご利用者様のアクセス情報を取得するために「Cookie」や「Web ビーコン」といった技術を利用しております。これらにより取得した情報はいずれも個人を特定することはできません。

なお、当社の Web サイトを、お使いのブラウザにおいて Cookie を受け付けない設定や、画像を表示しない設定でご利用いただくことも可能ですが、その場合、Web サイトで提供している機能の一部がご利用できない場合がございます。

Google アナリティクスの利用について

当社の Web サイトでは、Google アナリティクスを利用することがあります。Google アナリティクスは Cookie を利用して当社サイトへのアクセス情報を収集します。アクセス情報の収集及び利用方法については、Google アナリティクスサービス利用規約及び Google プライバシーポリシーによって定められています。

詳細は以下のページをご参照ください。

<https://policies.google.com/technologies/partner-sites?hl=ja>

また、これらのご利用者様の判断で広告表示を停止(オプトアウト)することができます。停止方法については以下のページをご確認ください。

継続的な改善について

当社は、個人情報保護への取組みについて、日本国の従うべき法令の変更、取り扱い方法、環境の変化に対応するため、継続的に見直し改善を実施致します。

お問い合わせ

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせや苦情については、下記窓口にて受け付けております。

【個人情報取扱い窓口】

《木下カンセーGROUP》

〒520-2144 滋賀県大津市大萱 1 丁目 17-14 松政ビル 7F

TEL:077-543-2663 FAX:077-543-3119

(株)木下カンセーHP より引用)

廃棄物管理システムについては先述のとおり情報別の担当者分担による閲覧管理や外部委託や社内エンジニアによる管理など漏えい対策を講じながら電子マニフェスト等取引先に関する情報を厳格に取り扱うことで全国からの受注に対応できる体制をとっており、そのことが全国チェーン事業者等からの受注につながっている。

(2)環境面での活動

○脱炭素の取り組み

㈱木下カンセーは「SDGsへの取り組み」「2050年ゼロカーボン」を目標としている。これまでは3年毎に目標と取り組み計画を策定し、3年ごとに見直しを繰り返していたが、今後当面はこの2つの大きな目標を達成するため、継続して関連する取り組みを行っていくこととしている。

同社では電気、ガス、燃料全て含めて同社の事業活動におけるCO₂総排出量は年間約3,000tと計算しており、バイオディーゼル燃料(BDF)利用(削減量5t)、カーボンフリー電力への切替(削減量80t)、滋賀県造林公社などからクレジットを購入してのカーボンオフセット((CO₂の相殺。削減量113t)などの手法を組み合わせ、2050年ゼロカーボン達成を目指している。

化石燃料の消費削減を目指し、収集車両については全車に最新の運行記録システムを導入してエコドライブを推進するとともに、排ガス規制により使用できる車両には制約があるものの収集車両の一部には軽油の代替燃料であるBDFを使用している。また、営業車は全て低燃費のハイブリッドカーを採用している。

㈱木下カンセーの天津営業所並びに株式会社石田産業の本社事務所で使用している照明器具を全て省エネタイプのものに取り替えて、同等の照度を維持できる範囲で蛍光灯を2本から1本とするなど照明自体を削減することで、電力はおおよそ30%削減した。

保有施設においては、笠山倉庫と草津リサイクルセンターに太陽光パネルを導入しており、使用電力の一部を賄っている。また、2024年6月～8月にかけて順次、笠山倉庫、草津リサイクルセンター、草津リサイクルセンター第二工場の各電力の全量について再生可能エネルギー由来のカーボンフリー電力への切り替えを目指して手続き中であるなど、使用電力の100%再生可能エネルギーに転換するための取り組みを行っている。

また、同社は地球温暖化の原因となるCO₂の排出に危機感を持ち、CSR(企業の社会的責任)の観点および地元地域の環境保護のため、廃棄物の収集運搬業務で車両から発生するCO₂の排出にむけた新たな手段としてカーボンオフセットを実施するべく、滋賀県と滋賀経済同友会が進める「エコ・エコノミープロジェクト」に参加、事務所から排出されているCO₂量相当分を「しが炭素基金」としてオフセット拠出(寄付)した。

その他脱炭素に向けていち早くさまざまな先進的手法を採り入れ、事業活動に伴うCO₂排出量について削減に取り組んでいる。

【取り組み例】

- ・木下カンセーグループでは㈱木下カンセーと㈱石田産業が環境認証ISO14001を1998年9月に取得。
- ・バイオディーゼル燃料の原料となる廃天ぷら油の回収推進活動も実施。
- ・林野庁/グリーンパートナー2023/J-クレジット部門に認定。

滋賀県造林公社と2022年2月に協定を結び、以後5年間毎年造林公社からクレジット50t分を購入することで同社の収集運搬業務などから排出されるCO₂をオフセットした。協定に基づくクレジットの継続購

入に加えて今後購入量の拡大を検討している。また、(株)木下カンセーが滋賀県造林公社からクレジットを購入する事で造林公社が管理する森林の保全費用負担に間接的に貢献している。

- ・滋賀県と滋賀経済同友会が進める「エコ・エコノミープロジェクト」に参加、事務所から排出されているCO2量相当分を「しが炭素基金」としてオフセット拠出(寄付)した。
- ・滋賀県内業界で初めて(株)木下カンセーのゴミ収集車両の内3台が排出するCO2を100%カーボンオフセットした。
- ・滋賀グリーン購入ネットワーク(滋賀県内のグリーン購入の取り組みを促進)に加盟。
- ・(一社)滋賀県トラック協会・グリーン経営(地球温暖化や大気汚染の防止の為に、多数の貨物運搬車両等を運行させて事業を行っている運送事業者が対象となっている業界独自の環境マネジメントシステム)の認証取得の取り組み。
- ・その他加盟団体
 - 公益社団法人 滋賀県環境保全協会
 - 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
 - 一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会
 - 各都道府県産業資源循環協会

○廃棄物処理とリサイクルの取り組み

(株)木下カンセー単独では、事業系一般廃棄物のうち、可燃ゴミの収集運搬量は年間15,000tにおよび、これは全量各市町村にて焼却処分されている。また、空き缶・ビン・ペットボトルは600t、古紙・段ボールは8,000t近く集荷しており、それらは全量リサイクルしている。産廃の収集運搬量も全品目の合計で年間10,000tを超えているが、その内の80%近くはリサイクルされている。同社は収集した古紙、空き缶、ペットボトルなど収集した廃棄物については再生原料に加工して有価物として製紙メーカーや商社等に出荷するため、再資源化の処理過程で種類ごとの分別や異物の除去を徹底している。

発泡スチロールの再資源化過程において電気で熱を発生させて熔融処理を行っているが、使用電力から生じるCO2の排出抑制を意識して再生可能エネルギー由来の電力切替等の取り組みを行っている。また、空き缶・ビン・ペットボトル等の破碎処理を行う過程で発生する粉塵等については環境測定を実施して基準値以下であることを確認している。

リサイクルへの取り組みについて、グループの(株)石田産業において先進的で実証実験的な取り組みとして導入したAIロボット選別施設(2023年4月稼働開始)が効果を発揮し、それまで60~65%程度だったリサイクル率が80%前後にまで上がっている。

また、2023年7月に同社でも空き缶・ビン・ペットボトルのAIロボットを配置した選別施設を導入した。リサイクル率に変化はないものの、処理のスピードが上がることによる業務の少人数化、効率化、高精度化が達成されている。

AIロボットは実際に稼働させながらデータを蓄積し学ぶことでよりの確な動きができるようになるためさらに学習が必要であり、十分に機能を発揮するまで1~2年掛かるとされており、当該機能を十分に発揮することができるよう、更なる学習時間の確保に努めていくなどブラッシュアップを図っていく。

自社で発生する使用車両や使用機器等を処分する場合は、車両は買替時に業者引取りにより処理しており、家電等リサイクル処理できるものについても適切にリサイクル手続きを行っている。

○水の使用

㈱木下カンセーの保有施設のうち草津リサイクルセンターで水の使用量が問題となっており、2022年9月頃の月間使用量50m³程度から2023年1月には200m³を超すまで使用量が増加した。使用量が急増したため水の使用状況を確認するも従前との差異はなく明確な原因が判明しなかったため、水道局へも相談し、漏水確認を行った。漏水確認の結果、漏水箇所は見つからなかったものの、対策として水道本管をつなぎ直す工事を行っている。さらに無駄遣いをしていないか従業員に繰り返し指導するとともに毎日のように従業員が水道メーターをチェックして記録をとり、管理者による検証を実施した管理した結果、2024年1月時点では使用量137m³にまで減少した。

現在でも2カ月に一度排水の水質管理とともに排水量を確認して管理しており、月間使用量の削減に取り組んでいる。

また、業務に必要な運搬車の清掃時に水の使用が発生するが、洗車場排水に対して毎月一度分析検査を行い、排水基準値を超えていないことを確認するとともに、排水が流れ込む油水分離槽や排水溝を毎日終業後に清掃することで水質管理を行っている。

○大気、土壌、生態系への影響

地域課題解決に向けた滋賀県との連携でも触れているが、木下カンセーグループは2021年8月1日、びわ湖の日40周年を機に企業活動を通じて「琵琶湖」を切り口としたびわ湖版SDGsことMLGsに賛同することを宣言した。琵琶湖を含む地域の環境保全にむけて、加盟する自治会や加盟団体等が行う地域の清掃活動に積極的に参加しており、また滋賀県造林公社からクレジットを購入することで造林公社が管理する森林保全に間接的に貢献している。そのほか、廃棄物の収集およびリサイクルや再資源化などの処理を適切に行うことで大気、土壌、生態系への影響が最小限となるよう以下の取り組みを行っている。

一般的に廃棄物の焼却時には煤煙の中に硫化水素化合物、pm2.5、ダイオキシン類が発生するが、㈱木下カンセーは煤煙が発生する焼却施設を保有しておらず、焼却ゴミは自治体の焼却施設に持ち込んで処理しているため、同社業務から焼却による大気汚染物質の発生はない。また、収集車の更新時は、基本的にディーゼルエンジンのトラックについては尿素SCRシステムを搭載した車両のみを新規購入するようにしている。それらは排ガスにアドブルー（高品位尿素水）を噴射・添加することにより、全てではないものの汚染物質を無害化している。アドブルーは消耗品であり、車両の運行には軽油だけでなくアドブルーを定期的に補充する必要があるため、その分経費は掛かるが環境負荷低減にはつながっている。

同社は自社で埋立処理を行っておらず、埋立処分が必要なものは処分業者に委託して処理しているため、埋立処分により一般的に健康被害を起こすとされているダイオキシン類や25種類の重金属類、PCB汚染物質、その他油や薬品類による土壌汚染も発生しない。

上記のとおり土壌汚染事故が発生したことはないが、廃棄物の回収過程において車両の整備不良を原因とした車両からの油漏れや汚水漏れが発生する恐れがあるため、日常点検、3カ月点検、1年点検を実施して可能な限り油漏れや汚水漏れ生じないように対策している。

化学物質に該当するものの取り扱いはないが、油類など漏洩すると環境汚染の恐れがあるものについてはその置き場を決め、オイルパンなどを設置し、万が一の漏洩時にもすぐ横に吸着マット等の緊急資材を常備しながら適切に管理している。

生態系保全含めた環境への取り組みとしては、グループの(株)石田産業において近隣自治会と共同でリサイクルセンター付近の河川の清掃を年1回、そこに流れ込むリサイクルセンター周囲の用水路のゴミ拾いを毎日行っている。また、以前は年1回各自治会で行われていた「琵琶湖一斉清掃活動」に車両と人員を拠出し、集められたゴミの回収を行っていたが、自治体はその役割を担うようになってからも加盟団体等の主催するゴミ拾い活動に積極的に参加し、継続して琵琶湖の美化に努めている。

○デジタル化・ペーパーレス化の取り組み

(株)木下カンセーは電子マニフェスト、電子契約に対応しており、さらにペーパーレス化を進めるため、見積書や社内稟議書の回付、新規取引先情報の回覧などは全て社内システムを利用してやり取りを行っている。

また、毎日のように発行され、紙ベースで回覧されていた関係業界誌・業界新聞なども全て電子版を購入し、一斉に配信することでペーパーレス化、効率化を図っている。

(3)経済面での活動

(1)社会面での活動において述べているが、(株)木下カンセーは災害発生時への災害廃棄物の受け入れや対応資材、人材の拠出など、災害時の復興への準備を行っている。

有事の際に災害廃棄物の収集を行うことで、地域住民の生活安全など社会復興の一助となるだけでなく、地域企業が災害廃棄物処理をスムーズに行うために同社が廃棄物回収面でサポートすることで、地域企業が早期に事業復旧することにつながり、ひいては地域経済の早期回復に貢献することができる。

3. インパクトの特定

(1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

株式会社木下カンセーが行う事業活動について UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて分析を行い、ポジティブ・インパクトおよびネガティブ・インパクトについて抽出した。

同社の事業については「廃棄物収集 (ISIC: 381)」、「廃棄物の処理および処分 (ISIC: 382)」、「修復活動およびその他の廃棄物管理サービス (ISIC: 3900)」を適用した。その結果、ポジティブ・インパクトに「水」「エネルギー」「健康と衛生」「文化と伝統」「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」「水域」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」が抽出され、ネガティブ・インパクトに「健康および安全性」「賃金」「社会的保護」「気候の安定性」「水域」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」が抽出された。

(2) 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた株式会社木下カンセーのインパクト分析結果に加えて、木下カンセーグループのホームページ、同社からの資料提供および同社へのヒアリング等からグループ会社を含めたサステナビリティに関する取り組みを分析するとともに、地域特性や業界・市場動向等の個別要因を勘案し、インパクトエリア/トピックを特定した。その結果、ポジティブ・インパクトに「教育」、ネガティブ・インパクトに「データプライバシー」「ジェンダー平等」「民族・人種差別」「年齢差別」「その他の社会的弱者」を追加し、「水」「エネルギー」「文化と伝統」「大気」「土壌」をポジティブ・インパクトから削除した。

個別要因の追加、削除については以下のとおりである。

【追加項目】

インパクトエリア/トピック	理由
PI: 教育	従業員の資格取得への取り組みを会社として支援。
NI: データプライバシー	廃棄物管理システムによる取引先の電子マニフェスト等データの取扱に伴うデータ漏えい対策が必要。
NI: ジェンダー平等、民族・人種差別、年齢差別、その他の社会的弱者	女性、高齢者、外国人、障がい者の積極雇用により地域社会における雇用のネガティブ・インパクトを抑制している。

【削除項目】






インパクトエリア/トピック	理由
PI: 水	事業活動と水の調達との関連性が薄い。
PI: エネルギー	事業活動とエネルギー調達との関連性が薄い。
PI: 文化と伝統	事業活動と文化遺産保存との関連性が薄い。
PI: 大気	収集車から排出される大気汚染物質への対応を進めているが、ポジティブな影響との関連性が薄い。
PI: 土壌	土壌汚染というネガティブな影響の抑制に取り組んでいるが、ポジティブな影響との関連性が薄い。



(3)特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性





上記 (1)UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析、(2)個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定を通じて、特定された木下カンセーグループのインパクトエリア/トピックと同社グループのサステナビリティ活動の関連性は以下のとおりとなった。

インパクト カテゴリー	インパクトエリア/トピック	インパクト分析		個別要因加味後	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	紛争				
	現代奴隷				
	児童労働				
	データプライバシー				追加
	自然災害				
	健康および安全性				
	水			削除	
	食料				
	エネルギー			削除	
	住居				
	健康と衛生				
	教育			追加	
	移動手段				
	情報				
	コネクティビティ				
	文化と伝統			削除	
	ファイナンス				
	雇用				
	賃金				
	社会的保護				
ジェンダー平等				追加	
民族・人種平等				追加	
年齢差別				追加	
その他の社会的弱者				追加	
社会経済	法の支配				
	市民的自由				
	セクターの多様性				
	零細・中小企業の繁栄				
	インフラ				
経済収束					
自然環境	気候の安定性				
	水域				
	大気			削除	
	土壌			削除	
	生物種				
	生息地				
	資源強度				
廃棄物					

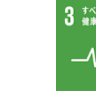



【ポジティブ・インパクト】



社会		
インパクトエリア/トピック	サステナビリティ活動	SDGs 項目
健康と衛生	災害廃棄物の処理体制(内閣府「災害への備えコラボレーション事業」登録)	 
教育	従業員の研修、資格取得支援	
雇用	女性、高齢者、外国人、障がい者等の積極雇用	 





社会経済		
インパクトエリア/トピック	サステナビリティ活動	SDGs 項目
零細・中小企業の繁栄	災害廃棄物の処理が災害発生時の地域社会の早期復興、地域企業の早期事業再開につながる。	 

自然環境		
インパクトエリア/トピック	サステナビリティ活動	SDGs 項目
水域・生物種・生息地	MLGsへの賛同 各種清掃活動への積極参加	 
資源強度・廃棄物	リサイクル率の向上 環境問題啓発活動(お仕事ノート・お仕事ブックへの協賛、処分施設見学会のコーディネート、出前授業、施設見学の受け入れ、など)により「地域未来牽引企業」に認定。	 



【ネガティブ・インパクト】

社会		
インパクトエリア/トピック	サステナビリティ活動	SDGs 項目
健康および安全性	労働災害事故の抑制 健康経営の取り組み 有休取得状況改善に向けた取り組み	
データプライバシー	電子マニフェスト等取扱データの漏えい対策	
社会的保護	健康経営の取り組み 休日出勤手当、家族手当、一部交通費補助、一部住宅補助の支給制度	 

社会		
インパクトエリア/トピック	サステナビリティ活動	SDGs 項目
ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者	女性、高齢者、外国人、障がい者等の積極雇用	 

自然環境		
インパクトエリア/トピック	サステナビリティ活動	SDGs 項目
気候の安定性	CO2 の排出抑制 カーボンオフセット 再生可能エネルギー由来の電力切替	
水域	水使用量の定期チェックによる使用量削減	 
大気	収集車の更新時の排ガス無害化装置の導入	 
土壌・生物種・生息地	車両の定期点検による漏油チェック 環境汚染の懸念がある油類等の適切な管理 ゴミ拾い等清掃活動への積極参加	 
資源強度	再生可能エネルギー由来の電力切替	
資源強度・廃棄物	社内システムによる資料回覧 電子マニフェスト対応	 


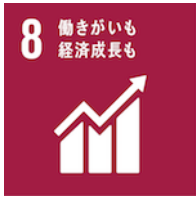
【ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクト 両方】


社会		
インパクトエリア/トピック	サステナビリティ活動	SDGs 項目
賃金	資格手当、業績手当の支給制度 物価上昇等を踏まえた昇給の実施	 


4. KPI の設定


株木下カンセーと京都中央信用金庫は、ポジティブインパクトファイナンスにおける KPI(重要な管理指標)について以下のとおり設定した。

(1)社会面


インパクトエリア/ トピック	健康および安全性	
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減	
取り組み内容	労働災害事故の抑制	
設定した KPI	労働災害事故ゼロ継続	
関連する SDGs	<p>3. 6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。</p> <p>8. 8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	 


インパクトエリア/ トピック	健康および安全性、社会的保護	
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減	
取り組み内容	健康経営優良法人の認定維持	
設定した KPI	2029 年までの健康経営優良法人の認定継続	
関連する SDGs	<p>3. d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和および危険因子管理のための能力を強化する。</p>	



インパクトエリア/ トピック	健康および安全性
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	従業員の有休取得
設定した KPI	2029 年度までに平均取得日数を 6 日にする
関連する SDGs	<p>8. 8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> 

インパクトエリア/ トピック	教育
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上
取り組み内容	従業員の資格取得、教育研修受講
設定した KPI	エコ検定、運行管理者、大型免許・車両系建設機械運転技能講習、フォークリフト運転技能講習)の資格取得を年間 3 人
関連する SDGs	<p>4. 4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>4. 7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育および持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和および非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識および技能を習得できるようにする。</p> 

(2)環境面

インパクトエリア/ トピック	気候の安定性
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	CO2 排出量の削減
設定した KPI	2025 年 CO2 排出量の計測体制構築 2027 年までに年間のカーボンオフセット量を年間 50t(2023 年総排出量 3,000t の 1.7%)→年間 100t(2023 年総排出量の 3.4%)に増量 2030 年 CO2 排出量 10%削減(2023 年比) 2050 年カーボンニュートラル達成
関連する SDGs	13. 1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)および適応の能力を強化する。 

インパクトエリア/ トピック	気候の安定性、資源強度
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	再生可能エネルギー由来のカーボンフリー電力への切り替え
設定した KPI	2024 年「再エネ 100 宣言 REAction」に参加 2025 年までに木下カンセーグループ主要施設(草津リサイクルセンター、笠山倉庫)の切替 2027 年までに先行してまず(株)木下カンセー単体での使用電力の全量をカーボンフリー化 2045 年までに木下カンセーグループ全体の電力切替
関連する SDGs	7. 2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 

インパクトエリア/ トピック	資源強度、廃棄物
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上
取り組み内容	リサイクル量の増加
設定した KPI	リサイクル可能廃棄物 [※] の収集量を 2028 年までに 2023 年比で 200t 増加(2023 年 1448.4t) [※] リサイクル廃棄物: 金属くず、段ボール、古紙、廃プラスチック、アルミ缶、スチール缶、ビン、ペットボトル、ウエス(衣類)、廃てんぷら油
関連する SDGs	<p>11. 6 2030 年までに、大気の水質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>  <p>12. 5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> 

5. モニタリング

(1) 株式会社木下カンセーにおけるインパクトの管理体制

(株)木下カンセーが本ファイナンスに取り組むにあたり、木下社長が最高責任者となり、管理責任者の阿江営業本部長および営業本部を中心として自社の事業活動とインパクトリーダーや SDGsとの関連性について検討したうえで KPI を設定した。

本ファイナンスの実行後も、阿江営業本部長を中心に KPI 達成に向けた活動を行い、営業本部が中心となり KPI の進捗管理を行っていく。

最高責任者	代表取締役 木下 昌秀
管理責任者	執行役員 営業本部長 阿江 暁
担当部署	営業本部

(2) 京都中央信用金庫によるモニタリング

本ファイナンスで設定した KPI の達成および達成状況については、(株)木下カンセーの担当者と京都中央信用金庫が定期的に会合の場を設けて情報共有する。情報共有については少なくとも年に1回実施するほか、日ごろの情報交換や営業活動を通じて実施する。

京都中央信用金庫は、KPI の達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは京都中央信用金庫が持つネットワークから外部の資源とマッチングすることで KPI の達成をサポートする。

(3) モニタリング期間

以下のとおりとする

モニタリング期間	5 年
----------	-----

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、京都中央信用金庫が(株)木下カンセーから依頼を受けて実施したものです。
2. 京都中央信用金庫は、(株)木下カンセーから供与された情報と、京都中央信用金庫が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。